

学生生活

《これだけは知っておきたい》

《学生生活を送るうえでの注意》

《学生生活充実のために》

これだけは知っておきたい

1. 学籍の確認

1. 1 学生証（身分証明書）

学生証は、埼玉工業大学の学生であることの身分を証明するものです。

学生証は、常に携帯してください。授業の出席確認や定期試験には学生証を提示しなければなりません、忘れた場合には、26号館1階に設置されている証明書自動発行機で「仮学生証」の発行を受けてください。「仮学生証」は発行日に限り有効です。

1. 2 学生証の交付と更新

新入生の学生証は、入学式終了後の「入学手続時」に交付します。

在学は、毎年4月初めのオリエンテーション・ウィーク期間内に必ず更新手続きをしてください。

1. 3 学生証の再発行

学生証を紛失または破損してしまった場合は、直ちに再発行の手続き（再発行料：2,000円）をしてください。なお、再発行後に古い学生証が見つかった場合は、学生課に必ず返却してください。

1. 4 学生証の返却

修了の場合は、学位記授与式後、研究科ごとに分かれて学位記を配付する教室にて返却してください。

退学、除籍の場合は、直ちに学生課に返却してください。

1. 5 身上の異動・身上申告書の訂正

身上申告書は、保証人・学生への通知や連絡及び万一の場合における緊急連絡等に使用する唯一の重要書類ですので、学生本人またはその保証人の身上に変更（保証人の変更・住所変更・改姓）などが生じた場合は、速やかに学生課にて手続きを行ってください。

大学からの文書による通知等は、届け出た住所宛に送付しますので、変更があった場合には速やかに手続きを行ってください。

2. 傷害保険・損害賠償保険について

2. 1 学生教育研究災害傷害保険・ 学研災付帯賠償責任保険（公益財団法人日本国際教育支援協会）

正課・課外活動中及び登下校途中の不慮の事故に備えて、学生全員が「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。

事故が発生したら、必ず1週間以内に学生課に連絡し、事故報告書を提出してください。

なお、入院・通院の場合は、領収書を必ず保管しておいてください。

1. 保険金が支払われる場合

(1) 正課中

講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行

っている間の傷害事故

- (2) 学校行事中
入学式、オリエンテーション、学位記授与式など大学が主催する学校行事中の傷害事故
- (3) キャンパス内にいる間の傷害事故
- (4) 課外活動中
- (5) 大学の登下校中（通常の通学路だけが対象です）及び大学施設等の相互間を移動中の傷害事故
- (6) 教育実習中の傷害事故
- (7) インターンシップ中の傷害事故
- (8) 外部卒研中の傷害事故
- (9) ボランティア活動や外部団体等のイベント協力中の傷害事故
- ※ (4)・(6)・(7)・(8)・(9) は、所定の書類の提出が必要となります。関係する部署にて手続を行ってください。

2. 保険金が支払われない場合

故意、自殺、犯罪行為、疾病（急性アルコール中毒を含む）、地震、噴火、津波、無資格・酒気帯び運転、大学が禁じた行為・時間・場所の他、山岳登山、スカイダイビング等、これらに類する危険度の高い課外活動。

3. 保険金の種類と保障額

			学生教育研究災害傷害保険	損害賠償責任保険
担保日数	正課・学校行事中		通院 1日目から補償	
	課外活動・キャンパス内休憩中		通院 14日以上	
	教育実習・インターンシップ			
	ボランティア活動			
	通学途中・学校施設間の移動中		通院 4日以上	
内 容	正課・学校行事中	死 亡	2,000万円	対人賠償と対物賠償を 合わせて、1事故につき 1億円限度 (免責金額 0円) 日本国内外の事故を 担保
		後遺障害	120万円～3,000万円	
		医 療	3,000円～30万円	
		入 院	1日 4,000円 (180日限度)	
	キャンパス内休憩中 他課外活動	死 亡	1,000万円	
		後遺障害	60万円～1,500万円	
		医 療	3万円～30万円	
		入 院	1日 4,000円 (180日限度)	
	大学施設等相互間 移動中	死 亡	1,000万円	
		後遺障害	60万円～1,500万円	
		医 療	6,000円～30万円	
		入 院	1日 4,000円 (180日限度)	

2. 2 傷病見舞金制度

課外活動中の事故により、学生が医師の診療を受け、「学生教育研究災害障害保険」では保険金が支払われない通院日数が4日から13日までの場合、以下のとおり見舞金を贈ります。

通院日数 4日から7日まで 5,000 円

通院日数 8日から13日まで 10,000 円

2. 3 学研災付帯学生生活総合保険（任意加入した学生のみ対象）

本学では、正課・課外活動中及び登下校時の不慮の事故に備えて「学生教育研究災害障害保険」に全学生が加入しています。しかしながら、この「学生教育研究災害傷害保険」では、学内外における怪我や病気、他人の財物損壊の賠償などは補償されませんので、保険制度「学研災付帯学生生活総合保険」への加入（任意）を奨励しています。

本保険は（公財）日本国際教育支援協会が企画・運営しているもので、全国の大学の多くが加盟しており、通常料金の30パーセントの割引があります。詳細は学生課にお問い合わせください。プランにより補償内容が違いますのでパンフレットをご確認ください。

1. 補償内容

- （1）賠償責任（学生本人が他人に怪我をさせたり、他人の物を壊した場合など）
- （2）学生本人の怪我（学生本人が1日以上通院または入院を要する怪我や死亡または後遺障害を被った場合）
- （3）学生本人の病気（学生本人が1日以上通院または入院を要する病気を被った場合）
- （4）救済者費用等（学生本人が入院したり、搭乗した航空機や船舶が遭難した場合）
- （5）育英・学資費用補償（扶養者が死亡したり、重度後遺障害を被った場合、また疾病により死亡）
- （6）生活用資産（学生生活用品・身の回りの品が盗難にあった場合）
- （7）借家人賠償責任（家主に対して法律上の賠償責任を負った場合）

2. 補償の請求場所

- （1）問い合わせ先：保険屋さん24 TEL 0495-34-3737 FAX 0495-34-3838
- （2）引受保険会社：東京海上日動火災保険（株） TEL 048-521-4519 FAX 048-521-4593

3. 保険料（令和4年3月現在）

- | | | |
|-----------|----------|----------------|
| （1）博士前期課程 | 自宅生プラン | 23,110円 ～（2年間） |
| | 一人暮らし学生用 | 26,320円 ～（2年間） |
| （2）博士後期課程 | 自宅生プラン | 33,060円 ～（3年間） |
| | 一人暮らし学生用 | 37,650円 ～（3年間） |

※ 全部で6種類のプランがあります。加入する際には必ず各プランの詳細を確認してください。

※ 入学後に加入する場合、保険料振込日の翌日から補償が開始されます。

3. 緊急災害対応について

1. 地震発生時の対応

- （1）授業中や授業時間外の場合

大きな揺れを感じたら、すぐに机の下に隠れましょう。揺れが落ち着いたら、非常階段を使いグラウンドに避難しましょう。エレベーターは地震時に停止し、中に閉じ込められるおそれがあるので、使用しないでください。

避難時には、建物からの落下物に注意し立ち止まらず、カバン等で頭を守りながら行動しましょう。

(2) 在宅中や通学途中の場合

自宅では、第一に安全な場所に隠れましょう。また、まくらやクッション等で頭を守ってください。

バスや電車に乗っている最中に揺れを感じたら、急停車に備え、手すりやつり革にしっかりとつかまりましょう。また、停車しても勝手に非常口を開けて車外に出たり、窓から飛び降りたりしてはいけません。必ず乗務員のアナウンスに従って行動しましょう。

自動車の運転中に揺れを感じても、あわてて急ブレーキをかけないようにしましょう。急ブレーキは追突事故の原因となってしまいます。揺れを感じたらハザードランプを点灯させながらゆっくり移動し、車道の左側か空き地に停車してください。車から離れる時はキーをつけたまま下車し、ドアはロックしないでください。

2. 火災発生時の対応

- (1) 普段から、非常口・非常階段・消火器・消火栓等の位置を確認しておいてください。
- (2) 火災を発見したら非常ベルを押し、初期消火に努めてください。
- (3) 非常時の場合は、構内放送にしたがって行動してください。なお、放送のない場合は、あわてずに安全な場所（グラウンド）に避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。

警戒宣言が発令された場合

警戒宣言とは

「2～3日(または数時間)以内にマグニチュード8程度の大地震が発生することが予想される」場合に、大規模地震対策特別措置法に基づき内閣総理大臣が発表するもので、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。

- ・宣言が発令された時点で全時限休講とします。
- ・構内放送により警戒宣言が発令されたことをお知らせします。
- ・地震の発生が数時間以内に予想される場合は、あわてずに安全な場所(グラウンド)へ避難してください。この時、エレベーターは使用しないでください。
- ・テレビやラジオ等で情報を収集し、安全な場所を確保するよう努めてください。
- ・警戒宣言が解除された場合は、通常授業を実施します。

学生生活を送るうえでの注意

1. ガイダンス

ガイダンスには、前・後期の履修に関するもの、就職に関するもの、ゼミナールに関するもの、教職課程に関するもの、奨学金に関するものなどがあります。いずれも重要なものなので、掲示やLiveCampusによる期日などの案内に注意し、必ず出席してください。

2. 大学からの連絡

大学から学生の皆さんへの連絡は、掲示板、ホームページ及びLiveCampusで行います。掲示により公開された事項は、すべて伝達されたものとします。

電話による問い合わせには応じられません。
必要のある時は、直接、学生課窓口に来てください。

万が一、緊急で連絡する場合は、以下の電話番号を使用してください。

学生課（26号館1階）	TEL 048(585)6812	FAX 048(585)5939
工学研究科教務課（26号館1階）	TEL 048(585)6813	FAX 048(585)5939
人間社会研究科教務課（30号館1階）	TEL 048(585)6301	FAX 048(585)6302

災害等による緊急時には、必ず大学に連絡し、所在と被害状況を大学に伝え連絡事項を聞いてください。

3. 通学定期乗車券

JR線、東武鉄道の通学定期券を購入する場合は、発行された学生証とJR、東武鉄道各駅に備付の「定期券購入申込書」に必要事項を記入し、各自購入してください。なお、学生証が通学証明書となりますので、あらかじめ学生証の裏面に氏名・学籍番号・現住所・通学区間を必ず記入しておいてください。それ以外の私鉄・都電・都バス・路線バス等で、別途、通学証明書が必要な場合は、学生課で発行しますので申し出てください。

4年生になって学外の研究機関等で卒業研究を行う場合は、学生課に卒業研究の担当教員を通じて「外部卒研通学証明書発行申請願」を提出しなければなりません。なお、各鉄道会社に申請し承認されるまで2週間程度かかりますので、早めに学生課に相談してください。

通学定期券の不正購入や不正使用は絶対にしないでください。
不正購入や不正使用した場合は、重い罰則を受けることになります。

4. 学割証（学生旅客運賃割引証）

4. 1 学割証の利用条件

正課活動，課外活動，就職活動，帰省等のために遠距離で乗り物を利用する際，その乗車区間が片道 100km を超える場合は，学割証（学生旅客運賃割引証）を利用することができます。

4. 2 学割証の発行

学生課前の証明書自動発行機で発行できます。

4. 3 学割証利用の有効期間

学割証の有効期間は，発行日から 3 ヶ月間です。

5. 通学の方法

5. 1 スクールバスの利用

本学では，以下の 1 ～ 7 の各駅と大学間においてスクールバスを無料運行しています。運行時刻については，各掲示板及び正門ロータリー内のスクールバス発着所に掲示します。また，本学のホームページでも確認ができます。

なお，運行時刻に変更・追加等が生じた場合は，その都度ホームページで公開します。

1. 岡部駅（J R 高崎線）⇔ 大学（約 5 分）
2. 寄居駅（J R 八高線・秩父鉄道・東武東上線）⇔ 大学（約 25 分）
3. 森林公園駅（東武東上線）⇔ 大学（約 50 分）
4. 伊勢崎駅（J R 両毛線・東武伊勢崎線）⇔ 大学（約 50 分）
5. 新伊勢崎駅（東武伊勢崎線）⇔ 大学（約 40 分）
6. 世良田駅（東武伊勢崎線）⇔ 大学（約 30 分）
7. 太田駅（東武伊勢崎線・桐生線・小泉線）⇔ 大学（約 50 分）

5. 2 自動車・バイクによる車両通学

自動車・バイク等による通学を希望する学生については，車両登録を行っていることを条件として，車両通学許可証（タグ）を発行し，学生駐車場の利用を認めています。

車両登録を行っていない学生には，車両通学及び学生駐車場の利用を許可しません。車両通学を希望する学生は，以下の条件を満たした場合に，車両登録を行うことができます。

1. 学内開催の交通安全講習会を受講していること。
2. 原則として，公共の交通機関を利用して通学することが困難と認められる学生であり，通学距離が片道 4 km 以上であること。
3. 対人保険金額が 8,000 万円以上，対物保険金額が 1,000 万円以上，搭乗者保険金額が 1,000 万円以上或いは人身傷害の補償額が 3,000 万円以上，且つ，運転者の運転者の年齢条件が適用になっている任意自動車保険に加入していること。

なお，未登録の車両で通学している学生については，学則による処分（懲戒）を行うことがあります。

車両登録を行い，車両による通学を許可された学生は，安全運転と交通法規の遵守を心

がけてください。通学に関わらず、万が一、誤って事故を起こした場合は、直ちに学生課〔TEL 048-585-6812〕へ連絡してください。

5. 3 車両登録の方法等について

以下の手順で車両登録を行ってください。

1. 「車両通学許可願」を提出する

車両通学を希望する新入生については、「車両通学許可願」と「任意自動車保険契約書写し(コピー)」を、入学手続き時に提出してもらいます。なお、入学手続き翌日以降の提出については、随時、学生課にて受け付けます。

2. 「交通安全講習会」を受講する

新入生オリエンテーション期間内に実施する「交通安全講習会」を受講してください。なお、新入生オリエンテーション期間内に参加できなかった車両通学希望者には、後日、LiveCampusにて交通安全講習会の日程をお知らせします。

※ 「車両通学許可願」を提出していなくても「交通安全講習会」は受講することができます。

3. 「車両通学許可証」を受け取る

LiveCampusにて「車両通学許可証(乗用車はタグ、バイク・原付はシール)」の配布時期をお知らせしますので、配布期間内に学生課で受け取ってください。

「車両通学許可証(タグ)」の有効期限は、卒業までを原則とします。乗用車の場合は、外から確認ができるようにルームミラーに掛けて、バイク・原付の場合は、車両の目につく箇所へ貼付してください。

注 意

- ・ 車両登録を行っていないと、万が一、通学途中に車両で交通事故を起こしてしまっても、保険の申請に必要な通学認定ができません。
- ・ 車両登録してある内容(車種、保険等)に変更が生じた場合は、速やかに学生課に申し出てください。

5. 4 学生駐車場

本学には、学生駐車場・学生駐輪場があります。ルールを守って事故のないよう利用してください。

駐車場の利用に当たっては、必ず、以下の学内ルールを守ってください。

1. 学生車両は、正門からの進入を禁止します。
 2. 学内においては、徐行運転を厳守してください。
 3. 大乗殿前は緊急車両の駐車スペースのため、学生は駐車禁止です。
 4. 21号館(図書館棟)前及び26号館(正智塔)北の駐車場は外来者・教職員専用のため学生は駐車禁止です。
 5. バイク・原付・自転車にて通学する学生は、学生駐車場・駐輪場を利用してください。
- ※ 学内の駐車場や構内で盗難及び事故が発生した場合、大学は一切の責任を負いませんので、利用する学生各自が注意をしてください。

「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」より、自転車利用者等の自転車損害保険の加入義務化が規定されています。
県外から、埼玉県に移住した場合も条例の適用となります。

5. 5 交通事故が起こったときの対応等について

交通事故は、いつ何時起こるかわかりません。事故の大小にかかわらず、必ず学生課〔TEL 048-585-6812〕に連絡してください。

接触事故が発生したら、その場における当事者間の解決や口約束はせず、相手方には「今後のことについては、保険会社と相談しながら話を進めさせてください。」と伝えください。

1. 交通事故が起こったときの対応

＜事故現場において＞

- (1) 負傷者がいる場合、負傷者を救護し、119番へ通報する。
- (2) 事故車両を他の交通の妨げにならない場所に移動させ、2次災害を防止する。
- (3) 警察(110番)へ通報する。
- (4) 相手方の情報を記録(メモ/写真等)する。
 - ・氏名、住所、連絡先(免許証等で確認)
 - ・車名、車両の色、車両登録番号(車検証等で確認)
 - ・怪我の有無(相手方に確認)
 - ・相手方の保険会社がかかる場合は、保険会社名、証券番号、連絡先
- (5) 事故現場・損傷状況を記録(メモ/写真等)する。
 - ・事故日時及び場所、道路形態、信号機の有無や色、標識の有無
 - ・双方の走行速度、停止位置、接触箇所、損傷状況
 - ・目撃者がいる場合は、目撃者の氏名、連絡先

＜事故現場での対応が落ち着いたら速やかに＞

- (6) 加入している任意保険会社へ連絡する。
- (7) 学生課へ連絡し、事故報告書を提出する。

2. 事故を起こさない安全走行のポイント

- (1) 安全速度を必ず守る
- (2) 飲酒運転は絶対にしない
- (3) 運転中にスマートフォンや携帯電話等を使用しない
- (4) 十分な車間距離をとる
- (5) カーブの手前では十分速度を落とす
- (6) 交差点では必ず安全を確かめる
- (7) 横断歩道手前では減速、歩行者がいる場合は停止する
- (8) 薄暗くなったら早めにライトを点灯する
- (9) 睡眠不足など、体調がすぐれないときは運転しない
- (10) 長距離を運転するときは、定期的な休憩をとる
- (11) 自分の運転技術を過信しない

6. 学生食堂

※ 掲載している営業時間は、通常の営業時間です。時期や行事の有無によって営業時間に変更されますので、詳しくは毎月掲示される「食堂・購買部営業予定表」を確認してください。

6. 1 大食堂

[営業時間 10時30分～14時00分]

大食堂は、22号館1階で営業しています。各種ランチ定食・カレー・ラーメン・スパゲティ・うどん・そば・弁当やおにぎりなどが一般価格より安く提供されています。

6. 2 エスパース・ヴェール

[営業時間 8時30分～16時00分]

エスパース・ヴェールは、9号館の学生ホール内で営業しています。

朝定食(100円～※数量限定)をはじめ各種定食、スパゲティ・カレー・ラーメン・うどん・そば等が食べられます。コンビニコーナーでは、100円ピラフをはじめ各種弁当・おにぎり・パン・スナック・飲み物類を販売しています。

また、合宿等で朝・夕食を希望する場合やクラブ・サークルのコンパを計画する場合は、前もって連絡をしておく目安で便宜をはかってくれます。利用する場合は、学生課窓口にて「施設設備使用許可願」を提出してください。

6. 3 カフェ・ロータス

[営業時間 11時00分～13時30分]

カフェ・ロータスは、31号館で営業しています。スパゲティ・ロコモコ・ホットドッグ・ピラフ・オムライス・各種カレーのほかドリンクが用意されています。1階は76席あり誰でも利用することができます。屋外のテラスにも20席あります。

2階は女性専用のフロアになっています。28席のほかにパウダーコーナー等が設けられています。

7. セブン-イレブン埼玉工業大学店

[営業時間 8時00分～19時00分]

セブン-イレブンは、22号館(情報システム学科棟)1階にあります。各種劇場等のチケットの購入やATM、コピー機等、学生生活を応援する設備が整っています。

8. 大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について(遵守事項)

1. 学内では指定された場所以外では絶対に喫煙をしないこと。
2. 学内では飲酒をしないこと。
3. 火の元には十分注意すること。
4. 構内は清潔に保つよう心掛けること。

9. 学生活動に関する願出・届出の提出について

学生活動を行う際は、それぞれ願出や届出をし、許可を受けなければなりません。学生便覧に掲載されている「学生の諸活動に関する規程」・「学生の諸活動に関する規程細則」及び「学生の書類提出先」を参考にし、諸手続きを行ってください。詳細については、学生課へお問い合わせください。

9. 1 団体

1. 学生が、学内で団体を設立する場合は、「学生団体結成願」を作成し、クラブ連合会の承認を得たうえで学生課に提出してください。団体を解散する場合は、「学生団体解散届」の提出が必要です。

2. 許可された団体は、毎年度5月末日までに「団体構成員名簿」を提出してください。届出のない団体は解散したものとみなされます。
3. 上記団体が学内外において活動を行う場合は、一週間前までに「大会・行事・練習・練習試合参加届」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。

9. 2 集 会

1. 学生が、学内外において集会を行う場合は、3日前までに「学内集会届」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 学内の集会に学外者が参加することは原則として許可されません。

9. 3 掲 示

1. 学生が学内外においてビラ、ポスター、パンフレット、新聞などを掲示、または配布する場合は、前日までに「掲示許可願」もしくは「出版・印刷物配布許可願」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 許可されたビラ、ポスターなどは、許可された期間のみ、指定された場所で配布もしくは掲示することができます。期限が過ぎた掲示物は必ず剥がしてください。

9. 4 大学の施設・設備等を使用する場合

1. 本学の施設・設備または物品等を使用する場合は、3日前までに「施設・設備使用許可願」もしくは、1週間前までに「学内物品使用許可願」を学生課に提出し、許可を得なければなりません。
2. 使用した物は、必ず期限までに返却してください。
3. 使用する際は、その保全に十分留意し、万が一、紛失した場合または破損させた場合は、速やかに学生課へ届け出て、その責任を負うことになる場合があります。

9. 5 学生活動の注意事項

1. [学内放送]
いかなる場合でも授業時間中に放送することはできません。放送しようとする場合は、学生課に相談してください。昼休み時間や放課後に限り、許可する場合があります。
2. [金銭を伴う行為]
学内外を問わず、学生が、募金・販売など金銭の収支を伴う行為をすることは、原則として認められません。
3. [学生の政治活動、暴力行為等]
学生または学生団体が、学内において政治活動を行うことは、いかなる場合においても認められません。また、暴力行為や教育を妨げるような行為、その他学生の本分に反する行為は許しません。

10. 紛失物・拾得物について

最近、学内で落とし物が非常に増えています。携帯電話やゲーム機、関数電卓など精密で高価なもの、財布や通学定期、自宅の鍵や自転車の鍵、自動車の鍵などが多くなっています。また、スクールバス内での落とし物も目だっています。下車の際は十分注意してください。

誤って紛失してしまった、また拾得物があった場合には、直ちに学生課へ届け出てください。紛失物は、学生課で保管しています。貴重品以外は、26号館学生課入り口及び30号館教務課前に棚を用意して陳列しています。

※学生課での紛失物保管期限は、以下のとおりです。なお、保管期間が過ぎた物は処分します。

保管期間	品 物	処 分
直ちに本人へ連絡	身分証明書	
開封して本人確認後連絡	財布	
本人確認後連絡 または3ヵ月保管	USB メモリー ペンケース ノート 教科書	
6ヵ月	現金	赤十字などへ寄付
	自転車	バザー
3ヵ月	関数電卓 電子辞書 携帯音楽プレイヤー 時計 ゲーム機 傘(ビニール系以外) 衣類・靴等 メガネ・イヤホン等 その他個人が特定できないもの	バザー
	傘(ビニール系)	再利用
	スマートフォン 鍵	廃棄
1日	飲み物(ペットボトル)お菓子等 弁当箱	廃棄

バザーは、学園祭などにおいて開催し、売り上げは、日本赤十字社などに寄付いたします。

学生生活充実のために

1. 悩みごとなどの相談

1. 1 学生相談室

1. 学生相談室とは

学生相談室は、学生のみなさんが充実した学生生活を送れるように支援するための場所です。専門の相談員（臨床心理士等）が個別相談に応じています。

相談内容は、学生生活全般、勉強、部活やサークル、人間関係、将来の進路、家庭の問題など、どんなことでもかまいません。学生生活の中でなにか心配なことや不安なこと、悩んでいることがありましたら、ひとりで悩まずに学生相談室を訪れてください。

相談内容と相談する人のプライバシーは守られます。安心して来室してください。

学生のみなさんのカウンセリングのほか、教職員や学生のご家族の方からの学生に関する相談もお受けしています。

※学生相談室に関する詳細は、埼玉工業大学学生相談室規程参照

2. 学生相談室の利用方法

相談室は原則予約制です。相談員との個別面談形式でお話を聞かせていただきます。

予約方法

- (1) メール予約（学生相談室から折り返し連絡が来てから予約完了となります）
- (2) 電話予約
- (3) 大学ホームページ予約フォームからの予約直接来室して予約

申し込みの際は①氏名、②研究科・専攻、③学年、④学籍番号、⑤希望する相談日程（日にち、時間）をお知らせください。

相談する学生本人の同意があれば、友人や保証人等の同席で面談することもできます。

なお、面談実施中は電話に出られないこともありますので、その際は電話をおかけ直しいただくか、メールにてご用件をお知らせください。

●場 所：26号館6階 2662室・2666室（面談用のお部屋が2つあります）

●開設時間：午前9時30分～午後11時30分
午後12時30分～午後4時（土日・祝日は閉室）

●電話番号：048-585-6879（学生相談室直通）

●e-mail：soudanshitsu@sit.ac.jp

学生相談室のページ（大学ホームページ）には以下のQRコードからアクセスできます。



1. 2 学生委員について（学生相談）

学内には研究科・専攻ごとに学生相談を担当する学生委員がいます。身近な生活の悩みやトラブル、苦情等

も随時受け付けていますので、気軽に相談してください。

また、「外国人留学生」や「障害を持つ学生」についても親身になって相談に応じます。

相談をする場合は、研究室に出向くか、メールアドレスなどで相談内容などを書き込み、合わせて面談日などの確認をしてください。

学生課を通じての相談も可能です。

●工学研究科の学生委員一覧

専 攻	学生委員氏名	性別	T E L	メールアドレス / () は研究室
機械工学専攻	皆川 佳祐	M	048-585-6833	mina@sit.ac.jp (6号館2階)
情報システム専攻	前田 太陽	M	048-585-6409	maedat@sit.ac.jp (22号館4階)
生命環境化学専攻	有谷 博文	M	048-585-6844	aritani@sit.ac.jp (1号館3階)

1. 3 ハラスメントの防止について

ハラスメントとは、目的はどうかであれ、他の人に不快感や屈辱感などの精神的苦痛、身体的苦痛、不利益を与える人権侵害行為を指します。

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントはハラスメントの代表的なものであり、教育研究機関の場におけるハラスメントは、アカデミックハラスメントといわれています。ハラスメントを厳密な意味で区別することは難しく、複数の要素が重なってより深刻なハラスメントになってしまう可能性があります。

本学では、ある言動がハラスメントに該当するかは言動を行った者の意図にかかわらず、原則として受け手の主観的判断を基準とします。

※ハラスメントに関する詳細は、埼玉工業大学学生ハラスメント相談室規程参照

ハラスメントにあった時やハラスメントではないかと感じた時には、ひとりで悩みを抱え込まずに学生ハラスメント相談室に相談してください。ハラスメント被害を受けた本人からだけでなく、第三者からの相談も受け付けています。

ハラスメント相談室について（原則予約制）

- 場 所： 26号館6階 2662室・2666室
(曜日によって部屋が変わります。ドアの掲示を確認してください)
- 開設時間： 午前9時30分～午後11時30分
午後12時30分～午後4時（土日・祝日は閉室）
- e-mail： harasou@sit.ac.jp

予約方法

メールにて相談予約をしてください。学生ハラスメント相談室から折り返しの連絡が来てから予約完了となります。

- ・予約の際は①氏名、②研究科・専攻、③学年、④学籍番号、⑤希望する相談日程（日にち、時間）をお知らせください。匿名での相談を希望される場合はその旨お知らせください。
- ・相談する学生本人の同意があれば、友人や保証人等の同席で相談することもできます。
- ・土日祝日は相談室が閉室のため返信が遅くなることがあります。
- ・ハラスメント相談室では、相談に際しハラスメントの被害を受けた相談者のプライバシーを最大限保護し、秘密を厳守します。
- ・ハラスメント相談員は、相談者の事情を聞き、相談者の立場に立って迅速に対応します。安心してお越しください。
- ・ハラスメントに関する相談をしたことを理由に不利益な取り扱いをされることはありません。

1. 4 「配慮願」の申請について

本学における「配慮願」とは、短期間に回復しない心身の障害などにより、通常の授業を受けることが困難な学生に対する措置です。

1. 申請期間

原則、授業開始後2週間までとする。

ただし、新たに病気・障害等が発生した場合、あるいは病状・障害の状態などが変わった場合などはその都度申し出を受け付ける。

2. 申請の流れ

- (1) 本人もしくは保証人が学生課に申し出る。
- (2) 本人、場合によっては保証人、学生課長、学生相談員(臨床心理士等)と面談を実施する。
- (3) 必要に応じて以下の書類を本人もしくは保証人が学生課へ提出する。
 - ・配慮願(面談の際に書式を渡す)
 - ・障害者手帳、医師の診断書など、病気・疾患・障害を客観的に証明できるもの
- (4) 本人、場合によっては保証人、学生相談員と再度面談のうえ、学生相談員が配慮申請書を作成する。
- (5) 配慮申請書に基づき学科において対応を審議する。
- (6) 学科での審議結果を、学生相談員から本人及び保証人へ伝える。
- (7) 配慮・サポートの内容を、学生相談員から講義担当者、必要部署へ通知する。

2. 学習支援センター

2. 1 学習支援センターとは

学習支援センターは、みなさんの学習活動を支援するため、21号館(図書館棟)内に設けられた施設であり、学習相談や支援セミナー、ワークショップなどを実施しています。学習相談では、語学をはじめとした人文系科目から理数系科目までの広い領域を専門とするチューター(教員)とティーチングアシスタント(大学院生のTA)が、みなさんの自主的な学習をサポートします。講義期間中の月曜日から金曜日まで利用することができます。支援セミナーでは、主に高校数学と高校物理の復習を目的として専任チューターが講師となり、スケジュールに従って単元ごとの解説をしています。大学での授業を理解するのに必要な数学と物理の基礎を学ぶことができます。

ワークショップでは、学ぶことの楽しさを知ってもらうために、さまざまなテーマで体験型の授業を行っています。気軽に受講でき、普通の講義では得られない体験をすることができます。

勉強や生活のことで尋ねたいことがあるとき、レポートを書いていて聞きたいことがあるとき、空いた時間に自習したいとき、どうぞ学習支援センターの扉を開けてください。ノックなど不要です。教科書や参考書などもたくさん用意していますから、自習にも最適です。

2. 2 利用できるもの

学習支援センターには、勉強に必要なさまざまなもの、たとえば、授業に使う教科書や、辞書・参考書・問題集などが豊富に用意されています。これらはセンター内で自由に利用することができます。コピー機もありますので、自習するには便利でしょう。さらに、ネットワークに接続されたパーソナル・コンピュータも用意しています。情報検索やレポート作成などに利用することができます。

2. 3 担当教員

学習支援センターには、チューター及びティーチングアシスタントが在室しており、学習のことについて質

問・相談ができます。

チューターの専門分野は物理・化学から文学・哲学まで幅広く、さまざまな相談に対応することができます。語学のこと、数学、物理、化学、情報、教職など、知りたいことが生まれたら支援センターに行ってみましょう。コンピュータについても、基本的な使い方からプログラミングのことまで相談することができます。

勉強のことで質問したいときは、担当曜日・時間を確認して訪ねてみましょう。もちろん、そのチューターの専門分野以外の用件であっても利用できます。また、支援センターから各科目の先生に連絡をとり、相談することも可能です。

2. 4 開館時間

月・水・木・金曜日は10時から18時まで、火曜日は12時15分から13時10分と16時20分から17時20分まで開館しています。

●詳細は、埼玉工業大学学習支援センターホームページで確認してください。

<https://www.sit.ac.jp/lsc/>

3. 健康相談

心身が健康であってこそ、学生生活を楽しむことができます。病に倒れてしまつては何もできません。身体的疾病を解決することにより、精神的な不安も解消されます。自己の健康管理のポイントは「早期発見」です。

3. 1 保健室の利用

授業中や課外活動中など学内での体調不良や、思わぬケガをしたときは、すぐに保健室または学生課へ申し出てください。

●場 所：21号館（図書館）1階

※開室時間は、学生掲示板及びLiveCampusにてお知らせいたします。

3. 2 定期健康診断

学生課では、毎年、全学生を対象とした、定期健康診断を実施しています。

新入生は、4月のオリエンテーション期間内に、1年生から3年生は、2月上旬に行っています。

定期健康診断は、学生の皆さんの健康維持、疾病の早期発見のために毎年行っていますので、必ず受診するようにしてください。

定期健康診断の実施項目は、以下の通りです。

X線間接撮影、尿検査、血圧、視力、色覚、内科検診、身体計測（身長、体重）、血液検査

定期健康診断の実施日は、LiveCampusにてお知らせいたします。

健康診断に無関心でいると、取り返しのつかない事態になります。就職の斡旋や日本学生支援機構の奨学生推薦ができないことがありますので十分注意してください。

3. 3 健康診断証明書の発行

定期健康診断を受けた学生は、健康診断書を発行することができます。

4年生は、就職活動に必要な書類ですから、必ず受診してください。

健康診断書の発行は、26号館学生課前の証明書自動発行機で行ってください。

手数料は1通300円です。なお、4年生が就職活動に使用する場合は1通100円です。

3. 4 健康診断結果報告書の発行

定期健康診断を受けた学生には、LiveCampus（学生カルテ内）で健康診断結果報告書を公開します。受診したそれぞれの項目の検査結果が一目でわかるものです。医師による総合判定のコメントを参考にして、「検査を要する」との判定には、医師の再検査を至急受けるようにしてください。

3. 5 保険証の携帯

保険証は常に携帯し、思いがけないケガや病気に備えるよう心がけてください。

3. 6 飲酒の恐ろしさ

1. 「イッキ飲み」の禁止

「イッキ、イッキ」の掛け声とともに大量のお酒を短時間で飲むイッキ飲みは、体内のアルコール分解のサイクルを無視した非常に危険な飲み方です。肝臓での代謝が追いつかず、アルコールの血中濃度が急速に高まって、呼吸中枢などの中枢神経が麻痺（マヒ）してしまう急性アルコール中毒になりやすいのです。時には脳の麻痺が進み、意識が混濁、呼吸も麻痺して死に至る場合もあります。

酔いつぶそうと思って飲ませ死なせたら『傷害致死罪』、そんな意図がなくても、相手が酒に溺れて死亡したら『過失致死罪』、一緒に飲んで相手が泥酔の状態におち、そのまま放置したら『保護責任者遺棄』、さらに死傷に至ったら『遺棄致死傷』等、法的な処分が科せられます。この問題は他人ごとではなく、本学でもここ数年、新入生歓迎コンパやサークル活動の仲間内の飲み会等で“急性アルコール中毒”で病院に運ばれた学生が少なくありません。

お酒は適量飲めばストレスが発散され、場の雰囲気も盛り上がり、時には楽しいものです。しかし、誤った飲み方をした場合には、どんな人でも死に至る恐ろしいものでもあります。大学生だからといって無理をしても平気だろうと自負している学生は、考えや認識を改める必要があります。

2. 飲酒の心得5ヶ条

- (1) 「イッキ」飲みは決してしない、させない。
- (2) 飲めない人にはすすめない。
- (3) 体調が悪い日、風邪薬や痛み止めなどの薬を飲んでいるときは、飲まない。
- (4) 食べながら、ゆっくり飲む。
- (5) 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる。

3. 「20歳未満の者の飲酒」の禁止

日本では「20歳未満の者の飲酒の禁止に関する法律」によって、20歳未満の飲酒が禁じられていますが、その目的は未成年者をアルコールの害から守ることにあります。

人間の成長期は心身ともに未発達です。アルコール分解能力も大人に比べて未熟なため、脳細胞への悪影響、性ホルモンを作り出す臓器の機能が抑制されるなど、未成年者の飲酒は健全な発育を阻害することになります。

4. 「飲酒運転」の禁止

車の運転には機敏な反射能力や的確な判断能力が必要ですが、お酒を飲むことによってそうした能力は低下します。飲酒による視力の低下はいちじるしく、視野は狭くなってしまいます。末梢神経の反射運動能力が損なわれ、集中力が落ち、スピードの出しすぎ、ブレーキの踏み遅れやハンドル、アクセルの操作が乱暴になります。

酒気帯び運転、酒酔い運転は、一歩間違えば本人だけでなく、関係のない他人をも悲劇に巻き込む重大な事故につながります。道路交通法で「何人も酒気を帯びて運転してはならない」と言っているのは、こうした飲酒運転の恐ろしさによるものなのです。一口でも飲んだら車の運転はしない、運転をするなら一口も飲まないという強い意志を持ちましょう。

●詳細は、以下の「財団法人アルコール健康医学協会」のホームページを確認してください。

<http://www.arukenkvo.or.jp/>

3. 7 エイズに関する基礎知識

エイズ (AIDS) は、Acquired Immune Deficiency Syndrome の頭文字をとったもので、日本語では「後天性免疫不全症候群」といいます。エイズを起こすウイルスは HIV (ヒト免疫不全ウイルス) といい、一般的にエイズ・ウイルスと呼ばれます。

エイズは、外から感染したエイズ・ウイルスによって、からだの免疫機能が破壊され、さまざまな病原体に感染しやすくなる病気です。治療方法も進歩し、延命できる人も増えてきましたが、まだ治すことが難しい病気です。また、だれでもかかりうる病気です。感染経路は性行為・血液・母子感染の3つです。急増しているのは性行為感染です。正しい予防をしなければ、だれでも HIV に感染する危険性があります。日常生活 (握手・入浴・食べ物を分け合う・プール) では感染しません。HIV に汚染された血液・精液・膣分泌液の粘膜への直接接触を防ぐことで十分に予防できます。現在のところ、性行為感染を防止できる確実な方法はコンドームの正しい使用です。

自分が感染したかもしれないと思われる場合は、ためらわずに検査を受けてください。一応の目安として、最後の心当たりから、12 週間たってから後の検査をお勧めします。

- 詳細は、以下の「(公財) エイズ予防財団」のホームページを確認してください。

<https://www.ifap.or.jp/>

専門の相談員が直接お答えします。

フリーダイヤル 0120-177-812 (携帯電話からは 03-5259-1815)

機関ではプライバシーが守られるように、きちんと配慮がされております。

全国の保健所でも匿名で相談または検査が受けられます。費用は原則無料です。

3. 8 禁煙運動について

タバコはなぜよくないか(百害あって一利なし)

タバコの害で代表的なのは肺がんです。喫煙者の肺がん死亡率は吸わない人の実に 4 倍以上。また喫煙は動脈硬化を促進したり、ビタミン C が大量に消耗されて感染症にかかりやすくなります。

さらに怖いのは間接喫煙。タバコの害は主流煙(本人が吸ったタバコの煙)よりも副流煙(間接喫煙: 他人が吸ったタバコの煙)のほうが強いので、家族や周囲の人にも大きなリスクを与えてしまいます。このようなことから本学も学生諸君の健康を守るため、また、快適な空間を維持するため禁煙運動を推進しています。

キャンパス内では、お互い気持ちよく快適な環境で勉学できるよう、**喫煙場所(指定場所)以外での喫煙はしない等の喫煙マナーを厳守**してください。

3. 9 大麻・危険ドラッグなどの薬物の乱用防止について たった一度の使用が人生を台無しに！

昨今、報道されている「大学生による大麻等違法薬物の所持・乱用」ならびに「危険ドラッグの服用によって引き起こされた事故・事件」が大きな社会問題になっています。大麻を始めとする違法薬物や危険ドラッグは、その使用ばかりでなく、所持・栽培・製造・売買等も、法律で厳しく罰せられます。

違法な薬物の使用は、自身の健康と精神を破壊し、悲惨な学生生活につながってしまいます。

学生の皆さんは、違法薬物や危険ドラッグの所持、使用の危険性を十分認識し、本学の学生として責任ある自覚と良識ある行動をとるよう強く望みます。

- 詳細は、以下の「厚生労働省薬物乱用防止」のホームページを確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/yakuhin/yakubuturanouyou/

3. 10 若年女性に急増中の子宮頸がんについて

近年、子宮頸がんは 20 歳代の若年層で、急激に増えています。子宮頸がんの原因は、「ヒト・パピローマウイルス (HPV: Human Papilloma virus)」の感染が関連しているとされており、HPV は性交経験があれば誰にでも感染しうる、ごくありふれたウイルスで、女性の約 8 割が 50 歳までに感染を経験すると言われていま

す。検診により、HPV 感染から“がん化”する前の異形成という状態を発見することが可能で、初期に発見できれば子宮頸部の一部を切除する手術で治療することができ、治療後の妊娠・出産も可能です。手遅れとなる前に、定期的な検診を受けましょう。

- 詳細は、以下のホームページを確認してください。
 - ・国立がん研究センターがん対策情報センター
<https://www.ncc.go.jp/cis/>
 - ・特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会
<https://love49.org/>
 - ・子宮頸がん予防情報サイト「もっと守ろう」
<https://www.shikyukeigan-yobo.jp/>

3. 1 1 大学周辺の主な医療機関

思いがけない病気やケガの時のために、本学周辺の医療機関の一部を紹介します。

【深谷地区】

佐々木病院	(内, 外, 整, 形成, 脳外, 循, 皮, リハ)	深谷市西島 2-16-1 048-571-0242
桜ヶ丘病院	(内, 消, 婦, 循, 小)	深谷市国済寺 408-5 048-571-1171
益岡医院	(内, 外, 整, 消, 循)	深谷市岡部 1249-10 048-585-5657
上柴クリニック	(内, 外, 消, 循, 放)	深谷市上野台 2321-2 048-574-7770
ふかやクリニック	(内, 整, リハ, リウ, 心内, 精, 消, 小)	深谷市宿根 245-1 048-574-0022
あだち医院	(内, 消, 外, リハ)	深谷市上柴町東 5-15-14 048-551-0222
清水内科クリニック	(内, 消, 循, リハ)	深谷市人見 445-1 048-573-1197
白倉医院	(内, 消, 小)	深谷市稲荷町 3-3-1 048-571-0169
四元医院	(内, 外)	深谷市上柴町西 1-4-1 048-573-5200
今井医院	(内)	深谷市寿町 52 048-572-7728
安達皮膚科医院	(皮)	深谷市上柴町西 4-4-19 048-571-2301
石川医院	(耳)	深谷市西島 3-17-65 048-571-0038
正田眼科	(眼)	深谷市稲荷町 1-2-15 048-571-1198
ふかや眼科	(眼)	深谷市西島町 3-14-8 048-572-3910

【深谷地区】

高橋眼科医院	(眼)	深谷市栄町 1-47 048-571-0318
橋本歯科医院	(歯)	深谷市山河 1234-2 048-585-1101
新井歯科医院	(歯)	深谷市上柴町東 5-14-12 0120-860-441
大濱歯科医院	(歯)	深谷市東方町 3-19-14 048-573-8266
太宰歯科クリニック	(歯)	深谷市上野台 2904-14 048-573-7800

【本庄地区】

本庄総合病院	(内, 小, 外, 整, 脳外, 眼, 耳, 皮, 泌)	本庄市北堀 1780 0495-22-6111
本庄駅前病院	(内, 外, 整, 形, 消, 肛, リハ, 皮)	本庄市駅南 1-2-32 0495-22-2163
田所医院	(内, 外, 循, 放, 呼, 消, 整)	本庄市けや木 1-8-2 0495-22-3445
岡病院	(内, 消, 循, 泌)	本庄市北堀 810 0495-24-8821
上武病院	(内, 精, 歯)	本庄市小島 5-6-1 0495-21-0111
松本産婦人科医院	(婦, 産, 女性内科)	本庄市千代田 1-1-26 0495-24-3377
服部クリニック	(眼, 耳)	本庄市東台 4-1-22 0495-24-4671
春山眼科医院	(眼)	本庄市けや木 1-5-5 0495-21-2160
中央歯科医院	(歯, 矯正)	本庄市駅南 2-15-3 0495-21-1807

【熊谷地区】

熊谷総合病院	(内, 外, 胃, 産, 耳, 小, 眼, 整, 皮, 泌, 脳, リハ, 放)	熊谷市中西 4-5-1 048-521-0065
藤間病院	(内, 外, 消, 循, 整, 泌, 産, 整)	熊谷市末広 2-137 048-522-0600
ティアラ 21 女性クリニック	(婦人科内科・女性の心と身体の悩み相談ほか)	熊谷市筑波 3-202 5F 048-527-1122
はぎわら眼科	(眼)	熊谷市玉井 1744-1 048-533-1177

4. 奨学金制度

奨学金制度は、教育の機会均等の精神に基づき、独立行政法人日本学生支援機構をはじめとする各種の団体により設けられています。

これらの制度は、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に援助を必要としている学生に対して奨学金を貸与または給付するものです。奨学金関係の事務は、学生課で扱っています。

奨学金制度により、出願資格・貸与または給付の期間・金額・申請に必要な書類が異なります。

奨学金関係の説明会や募集案内に関する連絡は、すべてLiveCampusにて案内しますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

4. 1 大学院特別奨励金制度

1. 資 格 レフリーのある学協会誌等において掲載を認められた研究を行った者のうち特に評価が高かったもの。
2. 授 与 額 1件につき10万円
3. 決定時期 学長が推薦し、理事会審査を経て、毎年3月に決定する。
4. 採用件数 博士前期課程・博士後期課程から各2件。

4. 2 大学院奨学支援金制度

1. 目 的 経済的な理由により学費の支払いが困難なものに奨学支援金を貸与して、経済的に支援することを目的とする。
2. 資 格 埼玉工業大学大学院学生及び入学予定者。
3. 貸 与 額 授業料の額の範囲。
4. 採用決定 本人からの申請に基づき、大学院学生委員会で審査し、理事会が奨学支援金額を決定する。
5. 提出書類 奨学支援金申請書、返済計画書、返済保証書、主たる生計維持者の課税証明書又は非課税証明書。
6. 返済時期 原則として修学年限までとする。

4. 3 日本学生支援機構奨学金

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、人物・学業成績ともに優秀かつ健康な学生で、経済的理由により修学困難な者に対して貸与されます。「第一種奨学金」（無利子）と「第二種奨学金」（有利子）の2種類があります。奨学生の選考は、人物・健康・学力・家計について基準に照らして行い、予算の範囲内で採用される仕組みです。

1. 貸与月額

奨学金の種類		博士前期課程・修士課程	博士後期課程
第一種奨学金	無利子	50,000円または88,000円	80,000円または122,000円
第二種奨学金	有利子	50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円, 150,000円 上記の5種類の月額から選択できます。	

2. 入学時特別増額貸与奨学金

- (1) 入学時特別増額貸与の対象者は、4月を始期として奨学金の貸与を受ける者で、初回の月額に増額して貸与を希望するものです。
- (2) 申込みは、所得が少ないために日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかった世帯（当該融資に係る世帯収入の上限を超えるものを除く。）、または申込時の家計基準における認定所得が0（ゼロ）評価となる者の子弟に限られます。

- (3) 貸与額は、10・20・30・40・50 万円から選択できます。
- (4) 奨学金の第 1 回目の振込時に全額が上乗せされます。
- (5) 入学時特別増額貸与奨学金だけを借りることはできません。

3. 募集時期

4 月中旬頃に募集を行います。

状況により追加募集や二次募集を行うこともあります。

募集・継続の手続については、すべて LiveCampus にて案内しますので、見落としのないよう注意し、必ず説明会に出席してください。

家計支持者の失職・急死または火災や災害（台風・地震）等により、家計が急変し、緊急に奨学金の貸与が必要となった場合は、定期以外の採用（応急・緊急）があります。
学生課に相談してください。

●詳細は、以下の「日本学生支援機構」のホームページを確認してください。

<https://www.jasso.go.jp>

4. 4 留学生関係の奨学金制度

1. 独立行政法人日本学生支援機構
2. 公益財団法人ロータリー米山記念奨学金
3. 公益財団法人平和中島財団奨学金
4. 橋本泰彦アジア・アフリカ奨学生奨学金

等の実績があります。

詳しい内容については、募集の依頼があり次第、その都度 LiveCampus にて案内します。

不明な点については、学生課に問い合わせてください。

4. 5 その他の奨学金制度

都道府県教育委員会、地方公共団体、その他民間団体等の奨学金制度がありますので、募集の依頼があり次第、所定の掲示板上に掲示及び LiveCampus にて案内します。

4. 6 教育ローン

1. 『国の教育ローン』 教育一般貸付（日本政策金融公庫）

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学する学生等の家庭を対象とした公的な融資制度です。

- (1) 融資額 学生・生徒 1 人あたり 350 万円以内
 ※ 一定の要件に該当する場合は 450 万円以内
- (2) 利率 年 1.65% [母子家庭は年 1.25%]
 (令和 3 年 11 月 1 日現在)
- (3) 返済期間 15 年以内
 (母子家庭・交通遺児家庭・世帯年収 200 万円以内の家庭・世帯年収 500 万円以内で子ども 3 人以上の家庭の方は 18 年以内)
- (4) 使途 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など
- (5) 返済方法 毎月元利均等返済
 (ボーナス時増額返済も可能です)
- (6) 問い合わせ 教育ローンコールセンター
 電話 0570-008656 (ナビダイヤル) または 03-5321-8656

●詳細は、以下の「日本政策金融公庫(国の教育ローン)」のホームページを確認してください。
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

4. 7 提携教育ローン

1. オリエントコーポレーション学費サポートプラン (学費分納制度)

本学と提携する(株)オリエントコーポレーションの学費サポートプランの利用者に対し、学生の在学期間における利子相当額について、奨学金として支給いたします。

「学費サポートプラン」は、入学金や授業料などの納付金を、Web または郵送で申込手続きができる学費の分割納付制度です(来店や所得証明書は不要です)。

- (1) 申込先 (株)オリエントコーポレーション
資料請求先：学費サポートデスク
電話番号：0120-517-325 (平日 9:30～17:30)
※ 大学のホームページより申込みが可能です。
- (2) 利用対象者 本学に入学または在学する学生の保証人
※ 審査結果により、このプランの利用ができない場合があることを了承ください。
- (3) 対象費用 入学金・授業料・諸会費等の学校納付金
- (4) 利用可能額 納付書記載金額(利用累計 500万円まで)
利用金額は、(株)オリエントコーポレーションから埼玉工業大学へ直接振り込まれます。
申込に必要なものは、新入学生の場合「合格通知の写し」、「納付書の写し」、在学生の場合「学生証写し」、「納付書の写し」などです。
- (5) 返済方法 「通常分納」、「ステップアップ分納(在学期間中利払)」のどちらかを選択します。
利率は、固定金利 年率3.3%(令和3年1月7日現在)。
- (6) 利子補給 利子補給期間は在学中に限り、給付は埼玉工業大学より奨学金として、保証人の銀行口座に振り込みいたします。なお、利子補給の利率の上限は年率5%となります。また、本プラン以外の教育ローンは、利子補給の対象となりません。
- (7) 問合せ先 埼玉工業大学会計課
電話番号：048-585-6810 (平日 9:00～17:30)

2. 群馬銀行教育ローン

本学と提携する(株)群馬銀行の教育ローンで、金利の優遇があります。詳しくは、(株)群馬銀行のホームページ(<https://www.gunmabank.co.jp/teikei/kyoiku/>)で学校コード(ID):92910を入力するか、学費の納入書に同封してあるパンフレットをご参照ください。ただし、この提携教育ローンは利子補給制度の対象とはなりません。

5. 生活相談

学生生活を送るうえでの相談を、学生課が対応しています。

5. 1 アパートの紹介

自宅から通学できない学生のためにアパートを斡旋しています。最新の情報は、学生課にて確認してください。

1. 住まいを借りるときの心構え

- (1) トラブルを避けるために契約内容(敷金・礼金・家賃・駐車場・その他の費用・契約期間等)をよく確認してから契約してください。
また、近隣の生活環境等を確認し、必ず物件の下見をしてください。
下見をする場合、家主さんや不動産会社に日程を連絡してから訪ねてください。

- (2)「家主さんとの直接契約の物件」と「不動産会社の物件」と2種類あります。それぞれ契約内容が違いますので、注意してください。

※「家主さんとの直接契約の物件」は、大学近隣の家主さんから物件で、大学から安価な家賃の設定を依頼しています。

※「不動産会社の物件」は、近隣の不動産会社の情報を記載しています。契約内容はそれぞれ異なるので、十分注意してください。

- (3) 部屋の条件に納得できたら、賃貸契約をしてください。
(4) 契約後、不都合なことがあったら、学生課に相談してください。
(5) 入居後は、騒音などには十分な配慮をしてください。
(6) 自治体によりゴミ処理等の決まりごとが違います。契約時に家主さん、不動産会社から情報を集め、近隣に迷惑をかけないように心掛けてください。
(7) あらゆるトラブルには誠心誠意あたり、それでも解決できない場合は、学生課に相談してください。

部屋が決まり、引っ越しを終えたら、いよいよ新生活が始まります。一人暮らしは自立への第一歩。お金もしっかり管理しなければなりません。予算内で生活できるよう金銭を管理することが大切です。「収支のバランス」を常に心がけて生活しましょう。

5. 2 アルバイトの紹介

アルバイトは、学業を優先に考え、無理のない自分にあったものを選ぶことが必要です。

深夜におよぶアルバイトに就き、授業を犠牲にして退学する学生も見受けられます。健康を害さないよう、学生各自が慎重に選んでください。

26号館1階掲示板のアルバイト求人票を見て自分に適したものがあった場合は、直接求人先に連絡してください。また、アルバイトを始める前に労働条件などをよく確認し契約してください。

なお、不安や疑問がある場合は、遠慮なく学生課に相談してください。

5. 3 国民年金の加入

満20歳になると国民年金への加入が義務づけられています。これまでに、国民年金に加入していなかったために、在学中に事故や病気で障害の状態になっても、障害基礎年金が受けられなかったという事例もあります。20歳になったら必ず国民年金に加入してください。

1. 国民年金は、こんなリスクに対応

(1) 障害基礎年金

国民年金の被保険者が障害を負った場合、一定の条件を満たしていれば障害基礎年金が受給できる。障害の程度による定額制。

(2) 老齢基礎年金

原則として65歳から受け取ることができる。受け取るためには、国民年金の納付期間や免除期間および加算期間(合算対象期間)と、厚生年金に加入していた期間を合算し、10年以上の期間が必要。国民年金保険料を納めた期間や免除を受けた期間によって受け取る年金額は異なる。

(3) 遺族基礎年金

国民年金に加入中の人や国民年金の保険料を払い終わった60歳以上65歳未満の国内に住んでいる人が亡くなった場合に、18歳未満の子をもつ妻や、両親のいない18歳未満の子などに支給される。老齢基礎年金をすでに受給していた人や、受給資格の要件を満たす人が亡くなった場合にも支給される。ただし、死亡した人について保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること。

2. 国民年金の学生納付特例制度について

本学で学生納付特例の申請手続きができます。

学生納付特例とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金が受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学の申請手続窓口は、学生課です。

- 詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

5. 4 悪徳商法【こんな手口が君を狙っている】

1. 訪問・通信販売等への注意

大きな社会問題となっている「悪徳商法」のほこ先が学生に向けられ、ここ数年、訪問販売・街頭アンケート・通信販売・インターネット通販などの悪徳商法に引っかかりトラブルに巻き込まれ苦労している学生が後を絶ちません。これら悪徳商法について、代表的な実例を紹介します。安易な気持ちで契約を結ばないように、くれぐれも注意することが必要です。

〈悪徳商法の実例〉

(1) 資格取得商法

特定の民間団体が、さも所轄官庁の認可を受けたかのように装ったものや、大学が承認している資格と称して、通信教育などの手段で資格が得られることをうたい文句に、実態の不明確な講習会や国家試験として資格を売るもの。

(2) キャッチ・セールス

街で通行人に「アンケートに協力してください」などと声を掛け、長時間執拗に説得されたのち、化粧品や健康食品、エステなど的高額なクレジット契約をさせるもの。

(3) アポイント商法

突然、下宿・アパートや自宅に手紙や電話などで「〇〇賞品が当選しました」などといって誘い出し、実益のない特典をたくみに説明し、パソコンやビデオなどを売りつけるもの。

(4) マルチ(まがい)商法

ネズミ講と商品販売を組み合わせた方法で、次から次へと会員を増やしながら会員数(集金組織)を拡大していくことにより利益を上げるもの。

(例) 自動車部品、化粧品、洗剤、教材の販売等

(5) かたり商法

消防署、保健所などの公的機関から来たとかたり(思わせ)、消火器等の商品を売りつけるもの。

(6) ネガティブ・オプション商法

注文していないのに勝手に商品を送りつけ、代金を請求してくる図々しい方法です。代金を支払う義務も送り返す義務もありません。ただし、送られてきたものは14日間保管する必要があります。(業者に引き取り請求した場合は7日間)その後の処分は自由です。自分が注文していないものは受け取りを拒否しましょう。

(7) インターネット通販トラブル

最近非常に多くなっているのがこのトラブルです。インターネットで商品を注文して、料金を支払ったにも係わらず商品が届かない。ホームページ自体が削除されている等です。所在地や担当者名、電話番号等に不備があるショップとは取引をしないでください。

2. クーリング・オフ(Cooling off)

「クーリング・オフ」とは、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な販売で断り切れず契約したとき、一定の期間内であれば消費者が事業者との間で申込みまたは締結した契約を無条件で撤回・解除することができる制度のことをいいます。

クーリング・オフの期間は、契約した日から8日以内、マルチ・現物まがい商法は14日以内です。この期間内に、書面で、「クーリング・オフ」を業者に通知しなければなりません。その際は、電話でなく、必ず書面（出来れば「内容証明書郵便」が望ましい）にて対応してください。ハガキで出す場合はコピーを取って「簡易書留」で送付してください。

クレジット払いのときは、念のため業者と同様の書面をクレジット会社にも送付する必要があります。なお、郵便・電話・FAXなどで申込む通信販売は、クーリング・オフの適用がありませんので注意してください。

3. 困ったときの相談先は？

(1) トラブルに巻き込まれたら、直ちに学生課〔TEL 048-585-6812〕へ連絡してください。

(2) (一財)日本消費者協会消費者相談室 TEL 03-5282-5319

<https://jca-home.jp/sodan/>

(3) 埼玉県消費生活支援センター熊谷 TEL 048-524-0999

<http://www.kokusen.go.jp/map/11/center0039.html>

(4) 最寄りの消費生活センター

4. 悪徳商法から身を守る7ヶ条

(1) 勇気を持ってきっぱり断る。「いいです。」「結構です。」とあいまいな言葉は使わない。

(2) 「無料」「あなただけ」「絶対儲かる」などの誘いには要注意。

(3) 知らない電話番号にかけない、メールに返信しない。怪しいサイトに入らない。

(4) 商品の本質を見極める。本当に欲しいか自分に問い質す。

(5) 契約書は、その場でしっかりと読む。契約は慎重に。

(6) クレジット1回分の価格に惑わされない。甘い誘惑とやさしい言葉に気をつける。

(7) 1人で悩まず家族や身近な友人等に早く相談する。

6. 厚生施設

6. 1 温水プール施設「パティオ」について

深谷市の「アクアパラダイス・パティオ」は、年間を通じて利用することができる全天候型ウォーター・パークです。(住所：埼玉県深谷市榎合 763, TEL：048 - 574 - 5000)

本学の学生が「アクアパラダイス・パティオ」を利用する場合は、パティオの受付に学生証を提示し、利用料金1,000円の半額を支払い、受付台帳に学籍番号を記入してください。

●詳細は、以下の「アクアパラダイス・パティオ」のホームページを確認してください。

<https://patio.or.jp/inquiry.html>